

議案第26号

久喜市立学校設置条例の一部を改正する条例

久喜市立学校設置条例(平成22年久喜市条例第86号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

久喜市立菖蒲中学校	久喜市菖蒲町上大崎860番地
久喜市立菖蒲南中学校	久喜市菖蒲町小林110番地

」

を

「

久喜市立菖蒲中学校	久喜市菖蒲町上大崎860番地
-----------	----------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市立菖蒲中学校と久喜市立菖蒲南中学校を統合し、新たに久喜市立菖蒲中学校を設置したいので、この案を提出するものであります。